

答 申 第 3 1 号
平成24年3月21日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県個人情報保護審議会
会 長 日 野 直 彦

個人情報の取扱い原則の例外事項について（答申）

平成24年2月6日付け286-1892で諮問のあった標記について、その理由や必要性等を審議した結果、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

1 「オンライン結合による提供の制限」の例外事項（条例第10条第3号関係）について

諮問のあった事項については、公益上の必要があり、かつ、適切な保護措置が講じられており、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと判断され、妥当なものと認められる。